二　保安基準第９条第２項の告示で定める基準について、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。

イ　専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員10人未満の自動車又は車両総重量3.5ｔ以下の被牽引自動車に備えるものとして設計された空気入ゴムタイヤ（競技用車両に取り付けられるものとして当該競技用に設計されたものを除く。）　協定規則第30号の技術的な要件（同規則第２改訂版補足第19改訂版の規則3.（3.2.を除く。）及び6.に限る。）

ロ　専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員10人以上の自動車、貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量が3.5ｔを超える自動車又は車両総重量3.5ｔを超える被牽引自動車に備えるものとして設計された空気入ゴムタイヤ（80km／ｈ未満の速度に対応する速度区分記号（空気入ゴムタイヤが協定規則第54号に規定するロードインデックスで表示された質量を運搬できる速度を記号で表したものをいう。ハ及び次号ロにおいて同じ。）によって識別される空気入ゴムタイヤを除く。）　協定規則第54号の技術的な要件（同規則補足第22改訂版の規則3.（3.2.を除く。）及び6.に限る。）

ハ・ニ　（略）

４　（略）

（乗車装置）

第26条　（略）

２　保安基準第20条第４項の告示で定める基準は、別添27「内装材料の難燃性の技術基準」に定める基準とする。

ただし、年少者用補助乗車装置にあっては、協定規則第129号の技術的な要件（同規則第２改訂版補足改訂版の規則6.3.1.2.に限る。第104条において同じ。）に定める基準に適合するものであればよい。

３～５　（略）

（座席）

第28条　座席の着席するに必要な空間及び当該座席の向きに関し、保安基準第22条第１項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一～三　（略）

四　自動車（乗車定員10人以上の自動車（立席を有するものに限る。）、幼児専用車、移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第111号）第１条第１項第13号に規定する福祉タクシー車両（乗車定員10人のものに限る。以下単に「福祉タクシー車両」という。）、車両総重量3.5ｔを超える貨物の運送の用に供する自動車、緊急自動車、患者輸送車、キャンピング車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）に備える座席は、横向きに設けられたものでないこと。ただし、乗車定員10人以上の自動車（立席を有するものを除く。）であって車両総重量10ｔを超えるものに横向きに備えられた座席であって協定規則第80号の技術的な要件（同規則第３改訂版補足第３改訂版の規則7.4.に限る。）に適合するものにあっては、この限りでない。

五・六　（略）

２～５　（略）

二　保安基準第９条第２項の告示で定める基準について、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。

イ　専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員10人未満の自動車又は車両総重量3.5ｔ以下の被牽引自動車に備えるものとして設計された空気入ゴムタイヤ（競技用車両に取り付けられるものとして当該競技用に設計されたものを除く。）　協定規則第30号の技術的な要件（同規則第２改訂版補足第18改訂版の規則3.（3.2.を除く。）及び6.に限る。）

ロ　専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員10人以上の自動車、貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量が3.5ｔを超える自動車又は車両総重量3.5ｔを超える被牽引自動車に備えるものとして設計された空気入ゴムタイヤ（80km／ｈ未満の速度に対応する速度区分記号（空気入ゴムタイヤが協定規則第54号に規定するロードインデックスで表示された質量を運搬できる速度を記号で表したものをいう。ハ及び次号ロにおいて同じ。）によって識別される空気入ゴムタイヤを除く。）　協定規則第54号の技術的な要件（同規則補足第21改訂版の規則3.（3.2.を除く。）及び6.に限る。）

ハ・ニ　（略）

４　（略）

（乗車装置）

第26条　（略）

２　保安基準第20条第４項の告示で定める基準は、別添27「内装材料の難燃性の技術基準」に定める基準とする。

ただし、年少者用補助乗車装置にあっては、協定規則第129号の技術的な要件（同規則第２改訂版の規則6.3.1.2.に限る。第104条において同じ。）に定める基準に適合するものであればよい。

３～５　（略）

（座席）

第28条　座席の着席するに必要な空間及び当該座席の向きに関し、保安基準第22条第１項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一～三　（略）

四　自動車（乗車定員10人以上の自動車（立席を有するものに限る。）、幼児専用車、移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第111号）第１条第１項第13号に規定する福祉タクシー車両（乗車定員10人のものに限る。以下単に「福祉タクシー車両」という。）、車両総重量3.5ｔを超える貨物の運送の用に供する自動車、緊急自動車、患者輸送車、キャンピング車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）に備える座席は、横向きに設けられたものでないこと。ただし、乗車定員10人以上の自動車（立席を有するものを除く。）であって車両総重量10ｔを超えるものに横向きに備えられた座席であって協定規則第80号の技術的な要件（同規則第３改訂版補足第２改訂版の規則7.4.に限る。）に適合するものにあっては、この限りでない。

五・六　（略）

２～５　（略）